平成２４年（フ）第２５２３号
愛知県春日井市大手町43番地２
破産者　廣田　裕介
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　343号棟101号室
破産者　草田　明夫
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６１号
大阪府東大阪市上六万寺町３番18号、前住所大阪市中央区上汐２丁目５番29号
破産者　北平　省三
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１４号
大阪府吹田市樫切山11―12レジデンス大田１―206、開始決定時の住所大阪府吹田市山田西１丁目31番Ａ―604号
破産者　阪口　　忠
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４０号
京都府八幡市男山香呂６番地―Ａ36―206、事業所所在地大阪市東淀川区相川３丁目１番11号
破産者　シンコー電子機器こと　星加　信興
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３２号
大阪府吹田市佐井寺４丁目37番５―203号、前住所大阪府吹田市佐竹台１丁目２番30―506号
破産者　サカタエンヂニアリングこと　酒田　直樹
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４８号
大阪市淀川区宮原２丁目12番14―916号
破産者　椿山　善浩
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４７号
大阪市都島区東野田町１丁目10番３―602号
破産者　安田　恵次
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９２号
大阪府東大阪市四条町12番25―507号
破産者　小薗　　円（旧姓石川）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９６号
大阪府枚方市春日元町２―25―11、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮１丁目３番33号
破産者　中村　恵美
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１３号
堺市北区南花田町129番地３
破産者　石貫　隆裕
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７６号
大阪市西成区玉出東１丁目４番27―102号
破産者　大内　義**隆**
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７８号
大阪市平野区加美東４丁目６番９―108号
破産者　亀岡　優生
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８号
大阪府寝屋川市成田東町22番25号
破産者　池田　一美
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６号
大阪市淀川区新北野２丁目８番18号
破産者　藤本　幸司
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号
破産者　山口　　久
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号
破産者　山口ゆき江
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５６号
大阪府柏原市片山町13番57号　大幸荘10号
破産者　本田美由紀（旧姓伊ヶ崎）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
大阪府柏原市国分市場１丁目４番６号、開始時の住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目１番88号
破産者　裏山　猛司
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係